

第5 主な行政制度等の比較

1 面積及び人口

●広島市

区 分	面積(km ²)	人口(人)
中 区	15.34	124,719
東 区	39.38	123,258
南 区	26.07	135,467
西 区	35.67	179,519
安 佐 南 区	117.19	204,636
安 佐 北 区	353.35	156,387
安 芸 区	94.02	75,435
佐 伯 区	61.00	126,818
計	742.02	1,126,239

●湯来町

区 分	面積(km ²)	人口(人)
湯 来 町	162.87	7,895

面積: 全国都道府県市区町村別面積調(H14.10.1 現在 国土地理院)

人口: 平成 12 年国勢調査

2 町の区域及び名称

●湯来町の住所の表示

佐伯郡 湯来町 町・大字の名称(1) ○番地

1

町の区域	町を設定していない区域
すぎなみだい 杉並台	しも 大字下、しらさぎ 大字菅澤、すがさわ た だ 大字多田、つづらはら ふしだに 大字葛原、むぎたに わ だ 大字伏谷、大字麦谷、大字和田

2 住居表示を実施している区域なし。

●広島市の町の数

区 分	町の数
中 区	112
東 区	137
南 区	134
西 区	149
安 佐 南 区	150
安 佐 北 区	120
安 芸 区	74
佐 伯 区	128
計	1,004

3 慣行

区 分	広島市	湯来町
市章・町章		
市・町の花	キョウチクトウ	山ゆり
市・町の木	クスノキ	杉
憲章	市民憲章(「市民道德」)	町民憲章
宣言	非核都市宣言	・核兵器廃絶湯来町宣言 ・湯来町健康の町宣言
市・町の歌	・広島市歌 ・ひろしま平和の歌	-

4 財産等

- 財産等(平成 14 年度末現在高)

【一般会計・特別会計】

区 分		広島市	湯来町
行政財産	土地	19,290,427m ²	787,315m ²
	建物	3,683,610m ²	46,385m ²
普通財産	土地	1,688,464m ²	130,741m ²
	建物	132,118m ²	1,204m ²
	山林	25,282,586m ²	324,167m ²
有価証券		15,022,401 千円	なし
出資による権利		22,175,492 千円	98,853 千円
債権		75,182,497 千円	36,343 千円
基金		66,957,746 千円	604,390 千円
物品(100 万円以上の重要物品)		4,489 点	69 点

【企業会計】

区 分		広島市	湯来町
水道事業	有形固定資産	220,146,787 千円	地方公営企業法の適用外
	投資	45,200 千円	
下水道事業	有形固定資産	944,383,647 千円	地方公営企業法の適用外
	投資	3,022,190 千円	
観光事業	有形固定資産	なし	543,614 千円
	無形固定資産		878 千円

【起債残高】

区 分	広島市	湯来町
一般会計	914,638,214 千円	4,370,134 千円
特別会計	38,876,999 千円	3,372,030 千円
企業会計	697,765,703 千円	92,720 千円
合 計	1,651,280,916 千円	7,834,884 千円

5 公の施設

● 公の施設（内訳は資料のとおり。）

施設分類	広島市	湯来町
福祉施設	240 施設	11 施設
保健衛生施設	44 施設	5 施設
経済振興施設	22 施設	10 施設
教育施設	243 施設	6 施設
文化施設等	109 施設	27 施設
スポーツ施設	58 施設	5 施設
その他施設	1,320 施設	18 施設
計	2,036 施設	82 施設
道路(国道、県道、市・町道)	路線数 14,267 延長 3,925.4km	路線数 165(13) 延長 110.7(74.7)km

1 平成 15 年 6 月 1 日現在(道路は平成 15 年 4 月 1 日)

2 湯来町欄の()は、広島県管理分の国道、県道で外数

資 料

湯来町の公の施設

	公の施設の名称等	内 訳	施設数
福祉施設	湯来町就業改善センター		1
	湯来町総合福祉センター		1
	老人集会所	上多田、打尾谷、葛原、下五原、津伏、古塚、大森	7
	保育所	湯来南、湯来	2
	計		11
保健衛生施設	公衆便所	湯来、湯の山、大橋	3
	火葬場	感応山斎場	1
	墓地	杉並台墓苑	1
	計		5
経済振興施設	湯来町農村環境改善センター		1
	湯来町杉並台青空市場		1
	きんさい湯の山直売所		1
	湯来レクリエーション農園		1
	国民宿舎「湯来ロッジ」		1
	湯来保養センター		1
	温泉館	湯来、湯ノ山	2
	西中国山地観光振興センター		1
	湯の山多目的温泉保養館（クアハウス湯の山）		1
	計		10
教育施設	小学校	湯来南、湯来東、湯来西	3
	中学校	湯来、砂谷	2
	湯来町学校給食共同調理場		1
	計		6
文化施設等	湯来町河野図書館		1
	公民館	湯来南、湯来西	2
	集会所	宇佐、上麦谷、峠、久日市、菅沢、日入谷、下伏谷、下和田、桐、中川角、下地区、大山、小伏原、東川角、木末、重光、八幡原中央、土井、大畑、湯来、鹿之道、白砂台、桐第二	23
	コミュニティ広場	上多田	1
	計		27
スポーツ施設	湯来町総合体育館		1
	運動広場	湯来町中央、下地区、湯来町南多目的	3
	スポーツセンター		1
	計		5
その他施設	近隣公園	親と子供のふれあいの森伏谷公園	1
	街区公園	桐公園、湯の山公園、丸子山公園、桐遊園地、杉並台第1公園、杉並台第2公園、杉並台第3公園、杉並台第4公園、杉並台第5公園、杉並台第6公園、杉並台第7公園、杉並台第8公園、ハーブヒルズ第1公園、ハーブヒルズ第2公園、湯来企業団地公園	15
	町営住宅	柳上、石ヶ原	2
	計		18
合 計			82
道路	町道	路線数 165 延長 110.7km	
	(国道(指定区間外))	(路線数 3 延長 40.5km)	
	(県道)	(路線数 10 延長 34.2km)	
合 計		路線数 165 延長 110.7km (路線数 13 延長 74.7km)	

(注) 1 平成15年6月1日現在(道路は、平成15年4月1日現在)

(注) 2 道路欄の()は、広島県管理分の国道及び県道で外数である。

広島市の公の施設

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数
福祉施設	勤労青少年ホーム	中央、安佐、佐伯	3
	隣保館	東、西	2
	広島市光風苑		1
	保育園	基町保育園ほか	87
	児童館	白島児童館ほか	98
	広島市鈴峰園		1
	広島市児童療育指導センター		1
	広島市児童療育指導センター分館	広島市北部療育センター	1
	広島市心身障害者福祉センター		1
	広島市身体障害者更生相談所		1
	広島市知的障害者更生相談所		1
	障害者デイサービスセンター	西部、北部、東部	3
	広島市皆賀園		1
	広島市佐伯明星園		1
	広島市救護院		1
	広島市喜生園		1
	地域福祉センター	南、西、安佐北、安芸、東	5
	福祉センター	温品、戸坂、中山、祇園、可部、瀬野、畑賀、阿戸、矢野、石内	10
	広島市女性福祉センター		1
	老人福祉センター	中央、東雲、南観音	3
	老人いきいの家	吉島、宇品、草津、佐東ほか	17
	計		240
保健衛生施設	公衆便所	八丁堀、稲荷橋、新天地、横川橋、本川、駅前、大正橋	7
	火葬場	永安館、可部、五日市	3
	墓地及び納骨堂	高天原墓園ほか	27
	広島市健康づくりセンター		1
	広島市立看護専門学校		1
	広島市立広島市民病院		1
	広島市立安佐市民病院		1
	広島市立舟入病院		1
	広島市医師会運営・安芸市民病院		1
	精神保健福祉センター		1
	計		44
経済振興施設	広島ユース・ホステル		1
	広島市工業技術センター		1
	広島市中小企業会館		1
	広島市中小企業会館分館	広島市産業振興センター	1
	農業集落排水処理施設	井原、三田、上三田、下三田、市川、小河内、阿戸、須沢	8
	広島市農業振興センター		1
	広島市農業振興センター分場	安佐	1
	広島市三田市民農園		1
	広島市水産振興センター		1
	広島市漁船巻揚施設		1
	広島市消費生活センター		1
	広島市中央卸売市場	中央、東部、食肉	3
	広島市と畜場		1
	計		22
教育施設	幼稚園	基町幼稚園ほか	27
	小学校	白島小学校ほか	137
	中学校	幟町中学校ほか	61
	高等学校	全日制7校、定時制2校	9
	養護学校		1
	広島市教育センター		1
	学校給食センター	可部、安佐、阿戸、五日市北、五日市中央、五日市南	6
	広島市立大学		1
	計		243

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数
文化施設等	広島市公文書館		1
	広島城		1
	広島市こども村		1
	広島国際会議場		1
	広島市留学生会館		1
	広島平和記念資料館		1
	広島市平和記念公園レストハウス		1
	広島市まちづくり市民交流プラザ		1
	区民文化センター	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯	8
	広島市現代美術館		1
	広島市文化創造センター		1
	広島市深入山自然レクリエーションセンター		1
	広島市立中央図書館		1
	広島市立中央図書館分館	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯、まんが、まんが・あさ閲覧室	10
	広島市こども図書館		1
	公民館	中央公民館ほか	68
	広島市青少年センター		1
	広島市国際青年会館		1
	少年自然の家	似島臨海、三滝	2
	広島市こども文化科学館		1
	広島市江波山気象館		1
	広島市交通科学館		1
	広島市女性教育センター		1
	広島市郷土資料館		1
	広島市グリーンスポーツセンター		1
	広島市映像文化ライブラリー		1
	計		109
スポーツ施設	中央公園ファミリープール		1
	竜王公園野球場等		1
	草津公園野球場		1
	寺迫公園野球場等		1
	可部運動公園野球場等		1
	瀬野川公園野球場等		1
	佐伯運動公園テニスコート等		1
	広島広域公園陸上競技場等		1
	広島市民球場		1
	広島市総合屋内プール		1
	区スポーツセンター	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯	8
	スポーツセンター分館	吉島屋内プール、東雲屋内プール、宇品体育館	3
	庭球場	中央、戸坂、南観音、沼田、上河内、下河内、新宮苑	7
	バレーボール場	中央	1
	運動広場	戸坂、南観音、祇園、沼田、上河内、下河内	6
	近隣運動広場	馬木、矢賀、長束、椎原、白木、落合、可部東、久地	8
	市営プール	八木、川内、緑井、原、山本、長束、白木、口田、可部、飯室、久地、椎原	12
	体育館	吉島、高陽、河内	3
	計		58

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数
その他施設	広島市西新天地公共広場		1
	広島市森林公園		1
	街区公園		918
	近隣公園	吉島公園ほか	46
	地区公園	千田公園ほか	12
	総合公園	平和記念公園ほか	7
	運動公園	可部運動公園ほか	5
	風致公園	東部河岸緑地ほか	8
	歴史公園	縮景園	1
	広域公園	広島広域公園ほか	2
	都市緑地	天満東緑地ほか	39
	緑道	西部周遊緑地ほか	8
	広島市総合防災センター		1
	市営駐車場	路外等8か所、路上14か所	22
	広島駅南口地下広場		1
	バスターミナル	中筋、大町、上安	3
	港湾施設	市営さん橋、草津岸壁	2
	公営住宅等(住宅)	基町アパートほか	143
	公営住宅等(附設駐車場)	基町アパート附設駐車場ほか	52
	公営住宅等(店舗)	基町店舗ほか	22
	広島市植物公園等		1
	広島市安佐動物公園		1
	西部埋立第五公園駐車場		1
	自転車等駐車場		23
	計		1,320
合 計			2,036
道路	国 道 (指定区間外)	路線数 6 延長 40.5km	
	県 道	路線数 45 延長 368.2km	
	市 道	路線数 14,216 延長 3,516.7km	
	合 計	路線数 14,267 延長 3,925.4km	

(注) 平成15年6月1日現在(道路は、平成15年4月1日現在)

6 財産区

- 財産区(市町村の一部区域において財産等の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体)

区分	広島市						湯来町
	三 入	久 地	小河内	飯 室	緑 井	高 南	砂 谷
区 域	安 佐 北 区				安佐南区	安佐北区	大字葛原、大字白砂、大字伏谷、杉並台
	可部町大字南原、大字上町屋、大字下町屋、大字桐原	安佐町くすの木台、大字久地	安佐町大字小河内	安佐町大字飯室	緑井町、緑井一～八丁目、毘沙門台一丁目 1番 1 号～15号	白木町大字秋山、大字市川、大字小越	
財 産	山林、立木						
設置年月日	S30.3.31				S30.7.1	S31.9.30	
設置機関	財産区管理会	財産区議会					

7 議会の議員

- 議員の定数、現員数及び任期

区 分	広島市	湯来町
定 数	60 人	16 人
現員数	60 人	15 人
任 期	平成 15 年 5 月 2 日～平成 19 年 5 月 1 日	平成 13 年 9 月 30 日～平成 17 年 9 月 29 日

8 農業委員会の委員

●委員の定数、実員及び任期

区 分	広島市		湯来町	
	定数	実員	定数	実員
選挙委員	30 人	30 人	13 人	13 人
選任委員	8 人	8 人	5 人	5 人
合 計	38 人	38 人	18 人	18 人
任 期	平成 13 年 6 月 17 日～平成 16 年 6 月 16 日		平成 14 年 9 月 30 日～平成 17 年 9 月 29 日	

●農地面積

広島市	湯来町
3,936.2ha	537.4ha

農家台帳(H15.3.31 現在)

●基準農業者数

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

区 分	広島市	湯来町
基準農業者数	8,246 人	649 人

基準農業者数:10a 以上の農地につき耕作を営む農家世帯数及び
農業生産法人の数の合計数

9 特別職等の職員

●常勤の特別職等の職員の任期

区 分	広島市	湯来町
市 長 ・ 町 長	平成 15 年 2 月 23 日～ 平成 19 年 2 月 22 日	平成 15 年 4 月 30 日～ 平成 19 年 4 月 29 日
助 役	平成 14 年 7 月 27 日～ 平成 18 年 7 月 26 日	平成 15 年 5 月 9 日～ 平成 19 年 5 月 8 日
収 入 役	平成 15 年 4 月 1 日～ 平成 19 年 3 月 31 日	平成 13 年 4 月 1 日～ 平成 17 年 3 月 31 日
教 育 長	平成 15 年 4 月 1 日～ 平成 17 年 3 月 31 日	平成 15 年 12 月 12 日～ 平成 19 年 12 月 11 日
水道事業管理者	平成 15 年 4 月 1 日～ 平成 19 年 3 月 31 日	-
病院事業管理者	平成 13 年 6 月 1 日～ 平成 17 年 5 月 31 日	-
代表監査委員	平成 14 年 7 月 27 日～ 平成 18 年 7 月 26 日	-

10 一般職の職員

● 職員の定数及び実数

(平成 15 年 4 月 1 日現在)

区 分	広島市	湯来町
定 数	11,740 人	135 人
実 数	11,369 人	119 人

● 給料表等

広島市		湯来町	
行政職給料表	8 級制	行政職給料表	7 級制
消防職給料表	8 級制	技能業務職給料表	4 級制
教育職給料表(1)	4 級制		
教育職給料表(2)	4 級制		
教育職給料表(3)	3 級制		
医療職給料表(1)	4 級制		
医療職給料表(2)	6 級制		
医療職給料表(3)	6 級制		
技能業務職給料表	3 級制		

【行政職級別標準職務表】

区分	広島市	湯来町
1 級	主事、技師	主事、技師
2 級	主事、技師	主事、技師
3 級	主任的主事・技師	主任主事、主任技師
4 級	係長、主任、主査、主任技師	係長、主任
5 級	課長補佐、主幹、専門員	課長補佐、次長、主幹、係長、主任
6 級	課長	課長、室長、支配人、主査、課長補佐、次長、主幹、専門員
7 級	局次長、部長	課長、室長、支配人
8 級	局長、区長、理事	-

上記表は主なものを掲載している。

● 諸手当

広島市	湯来町
管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当	管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当

1 1 行政機関

● 執行機関

【行政機構図】

広島市	湯来町
資料 1 のとおり。	資料 2 のとおり。

【出張所、連絡所及び支所】

○ 広島市

11 区役所出張所、3 区役所連絡所、3 区役所出張所連絡所

区 分	出張所等
東区役所	温品出張所
	戸坂連絡所
南区役所	似島出張所
	青崎連絡所
西区役所	井口連絡所
安佐南区役所	佐東出張所
	祇園出張所
	沼田出張所
	沼田出張所戸山連絡所
安佐北区役所	白木出張所
	白木出張所志屋連絡所
	高陽出張所
	安佐出張所
安芸区役所	中野出張所
	中野出張所畑賀連絡所
	阿戸出張所
	矢野出張所

○ 湯来町

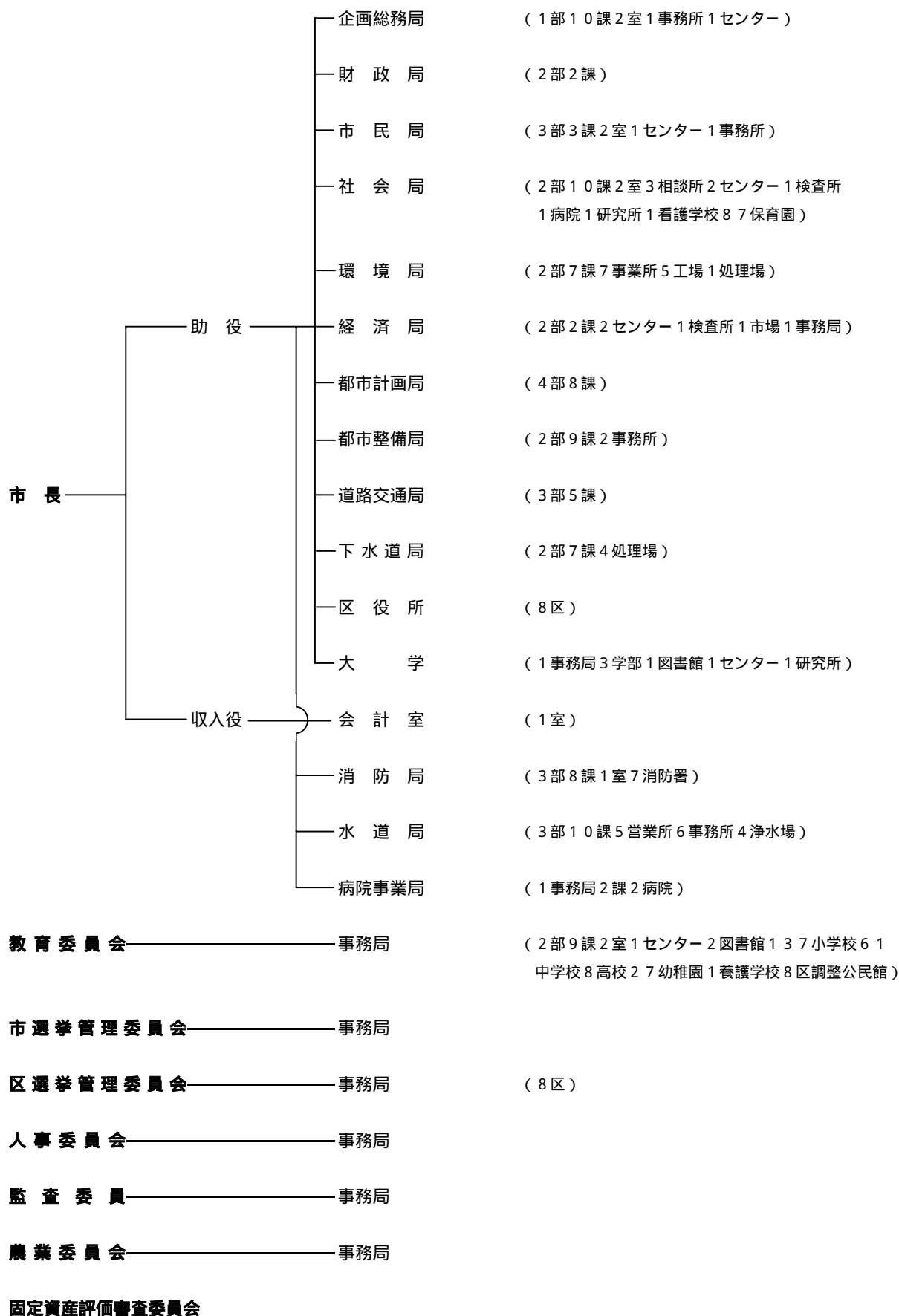
湯来町役場砂谷支所
(湯来南公民館内)

● 附属機関

広島市	湯来町
広島市情報公開審査会など 67 機関 (資料 3 のとおり。)	湯来町情報公開審査会など 19 機関 (資料 3 のとおり。)

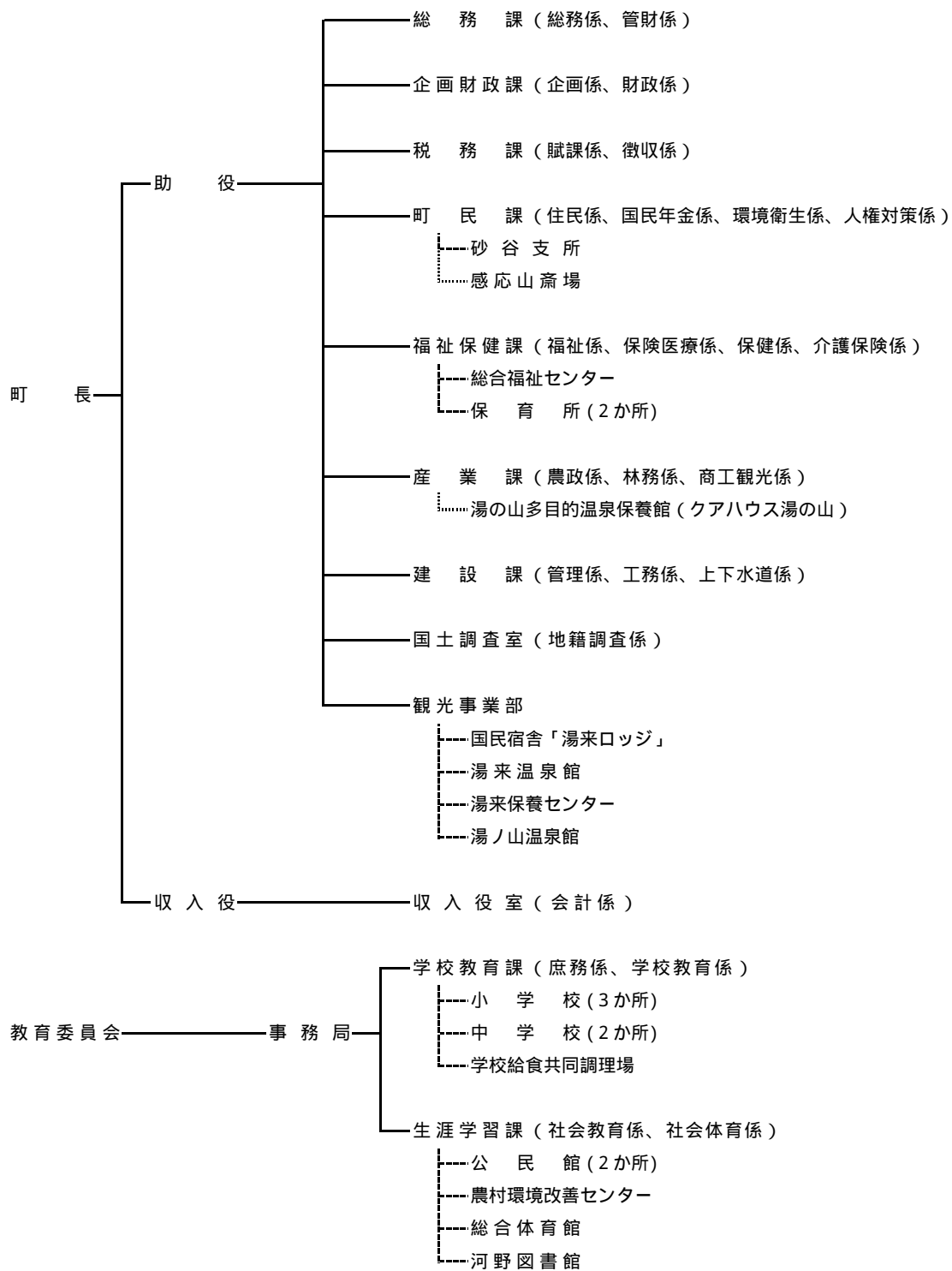
資料 1

広島市行政機構図（平成15年4月1日現在）



資料 2

湯来町行政機構図（平成15年4月1日現在）



選挙管理委員会 ———— 事務局

監査委員

農業委員会 ———— 事務局

固定資産評価審査委員会

広島市及び湯来町の附属機関(平成15年4月1日現在)

広島市	湯来町
1 法令によるもの(17) ・広島市特別土地保有税審議会 ・広島市社会福祉審議会 ・広島市民生委員推薦会 ・広島市介護認定審査会 ・広島市障害者施策推進協議会 ・広島市精神保健福祉審議会 ・広島市精神医療審査会 ・広島市国民健康保険運営協議会 ・広島市保健所結核診査協議会 ・広島市感染症診査協議会 ・広島市土地利用審査会 ・広島市都市計画審議会 ・広島市建築審査会 ・広島市開発審査会 ・広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原土地区画整理審議会 ・広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原東部土地区画整理審議会 ・広島市防災会議 2 条例によるもの(50) ・広島市公文書館運営委員会 ・広島市情報公開審査会 ・広島市個人情報保護審議会 ・広島市総合計画審議会 ・国土利用計画(広島市計画)審議会 ・広島市特別職報酬等審議会 ・広島市公務災害補償等認定委員会 ・広島市公務災害補償等審査会 ・広島市消防団員等公務災害補償審査会 ・広島市勤労青少年水・ム運営委員会 ・広島市住居表示審議会 ・広島市スポーツ振興審議会 ・広島市民球場運営委員会 ・広島市男女共同参画審議会 ・広島市保健所運営協議会 ・広島市予防接種健康被害調査委員会 ・広島市環境審議会 ・広島市廃棄物処理事業審議会 ・広島市環境影響評価審査会	1 法令によるもの(4) ・湯来町民生委員推薦会 ・広島県西部介護認定審査会(廿日市市、大野町及び宮島町との共同設置) ・湯来町国民健康保険運営協議会 ・湯来町防災会議 2 条例によるもの(15) ・湯来町情報公開審査会 ・湯来町政治倫理審査会 ・湯来町表彰者選衡審議会 ・湯来町総合計画審議会 ・湯来町特別職報酬等審議会 ・湯来町観光事業運営審議会 ・湯来町都市計画審議会 ・湯来町営住宅入居者選考審議会 ・湯来町水防協議会 ・湯来町文化財保護委員会 ・湯来町共同調理場運営委員会 ・湯来町社会教育委員会 ・湯来町河野図書館運営協議会 ・湯来町公民館運営審議会 ・湯来町農村環境改善センター運営審議会
・広島市中央卸売市場開設運営協議会 ・広島市競輪運営委員会	

広島市	湯来町
・ 広島市沼田中吉山地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市沼田中吉山地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市安佐鈴張南地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市安佐鈴張南地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市沼田吉山地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市沼田吉山地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市白木中井原地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市白木中井原地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市上瀬野町等旧慣使用林野整備審議会 ・ 広島市屋外広告物審議会 ・ 広島市建築紛争調停委員会 ・ 広島市緑化推進審議会 ・ 広島市市営住宅審議会 ・ 広島港湾委員会 ・ 広島港旅客さん橋運営審議会 ・ 広島市交通安全対策会議 ・ 広島市交通災害共済審査委員会 ・ 広島市自転車等駐車対策協議会 ・ 広島市沼田農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市安佐白木農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市阿戸農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市五日市農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市立大学運営協議会 ・ 広島市立学校通学区域審議会 ・ 広島市文化財審議会 ・ 広島市社会教育委員会 ・ 広島市青少年問題協議会 ・ 広島市公民館運営審議会 ・ 広島市立図書館協議会	

12 一部事務組合等

- 一部事務組合(平成 15 年 4 月 1 日現在)

【広島市関係】

区 分	共同処理する事務	組合を組織する地方公共団体				
		広島市	海田町	府中町	熊野町	坂町
安芸地区衛生施設管理組合	し尿の収集、浄化槽清掃、し尿・浄化槽汚泥の処理、し尿処理施設の設置・管理運営、火葬場の設置・管理運営、不燃物処理場の設置・管理運営、ごみ焼却場の設置・管理運営（広島市を除く。）等に関する事務	○ 〔安芸区及び東部の区域が対象〕	○	○	○	○
海田地区消防組合	消防等に関する事務	○ 〔安芸区が対象〕	○	-	○	○
広島県海田高等学校財産組合	海田高等学校の施設、整備等に関する事務	○	○	-	○	○

【湯来町関係】

区 分	共同処理する事務	組合を組織する地方公共団体						
		湯来町	廿日市市	加計町	筒賀村	戸河内町	芸北町	その他
山県西部消防組合	消防等に関する事務	○	○ 〔吉和地区が対象〕	○	○	○	○	-
山県郡西部衛生組合	一般廃棄物処理業の許可、し尿処理施設・ごみ処理施設の設置・維持管理、一般廃棄物の収集・運搬・処分、浄化槽清掃業の許可に関する事務	○	○ 〔吉和地区が対象〕	○	○	○	○	-
広島県市町村職員退職手当組合	退職手当の支給に関する事務	○	○	○	○	○	○	1
広島県市町村公務災害補償組合	議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償等に関する事務	○	○	○	○	○	○	2
広島県西部競艇施行組合 3	モーターボート競争の施行に関する事務	○	○	-	-	-	-	-

- 1 県内 58 町村、31 一部事務組合、1 広域連合 2 県内 61 町村、35 一部事務組合、1 広域連合
3 平成 15 年度末、解散予定

- 機関の共同設置(地方公共団体が協議により規約を定め、共同して置くことができる委員会等)

広島市	湯来町
なし	広島県西部介護認定審査会(構成団体:湯来町、廿日市市、大野町、宮島町)

- 公社等

広島市	湯来町
社会福祉法人広島市社会福祉協議会 など 37 団体(資料のとおり。)	社会福祉法人湯来町社会福祉協議会 財団法人湯来振興公社(湯の山多目的温泉保養館(ケアルス湯の山)の維持管理・運営の受託等)

【財団法人湯来振興公社の概要】

設立年月	平成 6 年 2 月
基本財産	50,000 千円(湯来町出えん 100%)
目 的	湯来町の委託を受けた公の施設の管理運営を行うと共に、地域活性化の推進、住民の健康増進、社会教育等に関する調査等を行い、もって住民の福祉の向上と観光振興を促進し、湯来町の発展に寄与する。
事 業	湯の山多目的温泉保養館(カハス湯の山)の維持管理・運営の受託事業等
組 織 15.4.1 現在	役 員：理事 6 人(理事長、副理事長を含む。)、監事 2 人 評議員：15 人 事務局：職員 9 人、臨時 6 人

【湯の山多目的温泉保養館(カハス湯の山)の概要】

供用開始日	平成 6 年 7 月 8 日						
所在地	和田(湯の山温泉)						
敷 地	町有、6,109m ²						
建 物	町有、延床面積 2,814m ² 、鉄筋コンクリート造り 3 階建て						
施設内容	13 種類の浴槽、サナ、トレーニングジム、温泉プール(25m×5 コース)、ウォーターライダー(水滑り台)など						
事業等	・住民の健康増進と福祉の向上を図るとともに、観光振興を促進するための事業を行う。 ・厚生労働大臣認定「健康増進施設(運動型)」平成 15 年 8 月認定(認定基準：健康運動指導士が 1 名以上おり、個人の運動プログラムを提供でき、また、医療機関との提携により、利用者の健康状態の把握、応急時の指導・助言ができる等)						
開館時間等	開館時間 10:00～21:00、休館日：毎週木曜日、12/31、1/1						
主な使用料	<table border="1"> <tr> <td>一 般</td><td>1 回利用：大人(中学生以上)1,500 円、小人(小学生)800 円 年間利用：大人(中学生以上)35,000 円 小人(小学生) 18,800 円</td></tr> <tr> <td>法 人</td><td>年間利用：200,000 円</td></tr> <tr> <td>団 体</td><td>(20 人以上)1 回利用：大人(中学生以上)1,300 円 小人(小学生) 700 円</td></tr> </table>	一 般	1 回利用：大人(中学生以上)1,500 円、小人(小学生)800 円 年間利用：大人(中学生以上)35,000 円 小人(小学生) 18,800 円	法 人	年間利用：200,000 円	団 体	(20 人以上)1 回利用：大人(中学生以上)1,300 円 小人(小学生) 700 円
一 般	1 回利用：大人(中学生以上)1,500 円、小人(小学生)800 円 年間利用：大人(中学生以上)35,000 円 小人(小学生) 18,800 円						
法 人	年間利用：200,000 円						
団 体	(20 人以上)1 回利用：大人(中学生以上)1,300 円 小人(小学生) 700 円						

【財団法人湯来振興公社の運営状況(開設翌年度以降 8 年間(平成 7 年度～14 年度))】

湯の山多目的温泉保養館(カハス湯の山)の利用者数の推移

7 年度(開設翌年度)の 127,953 人をピークに減少傾向にあり、13 年度は過去最低の 92,886 人となっている。

44 ページのグラフ参照

決算状況

収支差(使用料収入 - 委託料)について、7 年度は 37,809,929 円であったが、8 年度及び 9 年度マイナスに転じた後、10 年度及び 11 年度に再びプラスになったものの、12 年度またマイナスに転じ、13 年度はマイナス 15,424,823 円と過去最悪となっている。 44 ページのグラフ参照

14 年度決算状況(単位：千円)

1 一般会計(ｸﾞﾊｳｽ湯の山管理運営等受託事業)

○ 収支決算書

[収入の部]	
基本財産利息収入	19
受託金収入	96,817
雑収入	217
合計	97,054
[支出の部]	
一般管理費	8,986
ｸﾞﾊｳｽ管理運営事業費	78,632
湯の山公園管理運営事業費	28
福祉健康づくり事業費	9,387
調査研究事業費	20
合計	97,054

○ 貸借対照表

[資産の部]	
流動資産	74,741
現金	1,269
預金	70,319
未収金	3,153
固定資産	0
有形固定資産	0
無形固定資産	0
合計	74,741
[負債及び基本金の部]	
流動負債	24,740
未払金	24,365
預り金	375
固定負債	0
基本金	50,000
合計	74,741

2 特別会計(売店、軽食ｺｰﾅｰ等収益事業)

○ 収支決算書

[収入の部]	
販売収入	50,555
売店収入	13,928
自販機収入	7,359
食堂収入	14,566
公衆電話収入	9
雑収入	1,304
前期繰越金	13,389
合計	50,555
[支出の部]	
売店費用	9,340
自販機費用	4,878
食堂費用	8,150
特産品等販売促進費用	14,472
合計	36,840
[差引]	13,715

○ 貸借対照表

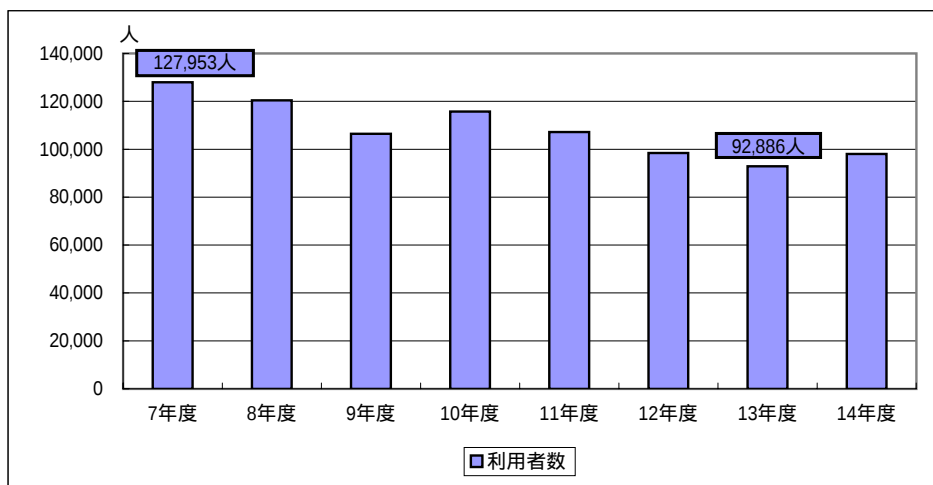
[資産の部]	
流動資産	15,625
現金	59
預金	13,717
貯蔵品	1,636
未収金	213
固定資産	4,205
有形固定資産	4,205
無形固定資産	0
合計	19,830
[負債及び基本金の部]	
流動負債	6,283
未払金	6,113
預り金	170
固定負債	0
当期剰余金	158
前期繰越金	13,389
合計	19,830

地域総合整備事業債残高(平成 14 年度末現在高)

151,117,164 円

参考：財団法人湯采振興公社の運営状況
(開設翌年度以降8年間(平成7年度～14年度))

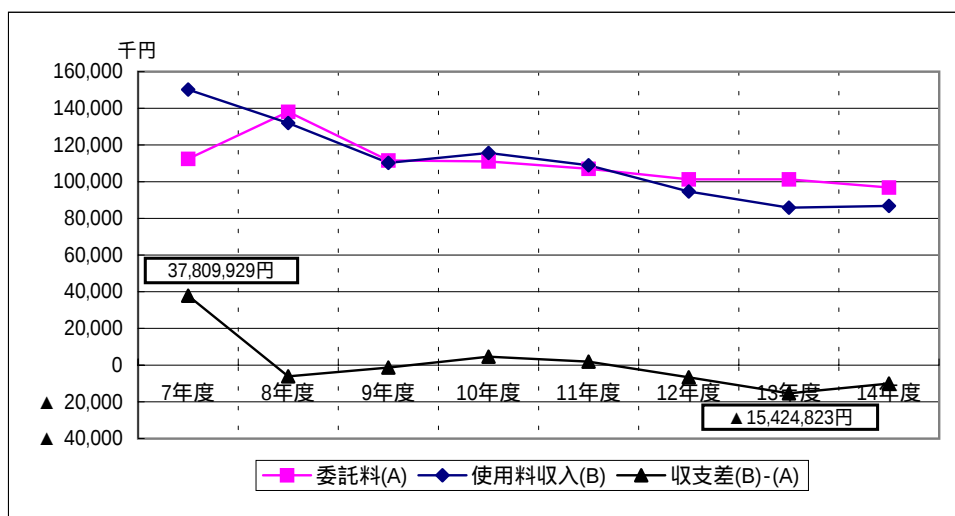
1 湯の山多目的温泉保養館(ｸｴﾙｽ湯の山)の利用者数の推移



(単位：人)

区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
利用者数	127,953	120,410	106,457	115,724	107,199
区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度		
利用者数	98,465	92,886	98,033		

2 委託料、使用料収入及び収支差(使用料収入-委託料)の推移



(単位：円)

区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
委託料(A)	112,449,671	138,113,137	111,605,811	111,011,461	107,059,928
使用料収入(B)	150,259,600	131,965,600	110,236,600	115,629,200	108,981,000
収支差(B)-(A)	37,809,929	▲ 6,147,537	▲ 1,369,211	4,617,739	1,921,072
区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度		
委託料(A)	101,314,860	101,292,923	96,817,138		
使用料収入(B)	94,606,200	85,868,100	86,752,800		
収支差(B)-(A)	▲ 6,708,660	▲ 15,424,823	▲ 10,064,338		

資 料

広島市にある公社等

広島市土地開発公社
財団法人広島勤労者職業福祉センター
社団法人広島市シルバー人材センター
財団法人広島市ひと・まちネットワーク
財団法人広島市文化財団
財団法人広島市スポーツ協会
財団法人広島平和文化センター
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会など各区社会福祉協議会（８団体）
財団法人広島市福祉サービス公社
社会福祉法人広島市社会福祉事業団
財団法人広島市原爆被爆者協議会
財団法人広島原爆被爆者援護事業団
財団法人広島市環境事業公社
財団法人広島市産業振興センター
広島市流通センター株式会社
株式会社広島市産業情報サービス
財団法人広島観光コンベンションビューロー
財団法人広島市農林業振興センター
財団法人広島市水産振興協会
財団法人広島市都市整備公社
財団法人広島市動植物園・公園協会
広島地下街開発株式会社
広島駅南口開発株式会社
広島高速道路公社
広島高速交通株式会社
財団法人広島市下水道公社
財団法人広島市防災センター
財団法人広島市水道サービス公社
財団法人広島市学校給食会

（計　３７団体）

上表に掲げている団体は、広島市の公益法人等指導調整要綱における指導調整団体（広島市が資本金の２分の１以上を出資している団体等）〔２９団体〕及び各区の社会福祉協議会〔８団体〕

13 消防団

●組織及び定数

(平成 15 年 4 月 1 日現在)

区 分	広島市	湯来町
分 団 数	8 消防団 81 分団	4 分団
条例定数(実員)	2,613 人(2,541 人)	175 人(170 人)

●報酬

(平成 15 年 4 月 1 日現在)

区 分	広島市	湯来町
年 額 報 酬		
団 長	79,000 円	102,000 円
副 団 長	65,500 円	75,000 円
分 団 長	47,000 円	50,000 円
副 分 団 長	42,000 円	40,000 円
部 長	35,000 円	35,000 円
班 長	33,500 円	28,000 円
団 員	32,500 円	25,000 円
出 務 報 酬 (1 回につき)	・5 時間以上 6,500 円 ・2 時間以上 5 時間未満 3,250 円 ・2 時間未満 2,150 円	・4 時間以上 5,400 円 ・4 時間未満 2,700 円

参考 常備消防の現況

(平成 15 年 4 月 1 日現在)

広島市	湯来町
(1) 安芸区以外の区は、広島市消防局で処理 広島市消防局の組織及び定数 ・署所の数：7 消防署 24 出張所 ・条例定数：1,105 人(実員 1,089 人) (2) 安芸区は、海田地区消防組合で処理 ア 構成員：広島市、海田町、熊野町、坂町 イ 組織及び定数 ・署所の数：1 消防署 4 出張所 ・条例定数：166 人(実員 166 人)	山県西部消防組合で処理 ア 構成員：湯来町、加計町、筒賀村、戸河内町、芸北町、廿日市市(吉和地区が対象) イ 組織及び定数 ・署所の数：1 消防署 2 出張所(うち 1 出張所は湯来町に設置) ・条例定数：49 人(実員 46 人)

14 税

●個人市(町)民税

(市・町内に住所がある人等に課する普通税)

区 分	広島市(個人市民税)	湯来町(個人町民税)
均 等 割	標準税率(3,000 円/年)	標準税率(2,000 円/年)
所 得 割	標準税率	標準税率

●法人市(町)民税

(市・町内に事務所、事業所又は寮等がある法人等に課する普通税)

区 分	広島市(法人市民税)	湯来町(法人町民税)
均 等 割	標準税率	標準税率
法人税割	・大法人 制限税率(14.7%) ・中小法人 標準税率(12.3%)	標準税率(12.3%)

大法人:資本(出資)金額が1億円超(湯来町4法人)又は課税標準となる法人税額が年240万円超の法人

●事業所税

(人口30万人以上の都市等が、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるための目的税。)

事業を行う法人又は個人に課税)

広島市	湯来町
・資産割(事業所床面積1,000m ² を超えるもの) 事業所床面積1m ² につき600円 ・従業者割(従業者数100人を超えるもの) 従業者給与総額の0.25%	課税できない。

●都市計画税

(都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てるための目的税。)

市街化区域内等にある土地又は家屋の所有者に課税)

広島市	湯来町
税率0.3%	課税していない。

●入湯税

(鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設等の整備及び観光の振興の費用に充てるための目的税)

広島市	湯来町
課税していない。	入湯客1人1日につき150円

1 5 使用料、手数料、負担金等

区 分	広島市	湯来町	備 考
使 用 料	73 件	17 件	資料 1 のとおり。
手 数 料	38 件	13 件	資料 2 のとおり。
負担金等	10 件	5 件	資料 3 のとおり。
計	121 件	35 件	

資料1

使用料一覧表

1 湯来町(17件)

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
行政財産の使用料	[湯来町行政財産の使用料に関する条例第2条] [湯来町使用料条例第2条]	
就業改善センター使用料	[湯来町就業改善センター設置及び管理条例第7条]	
総合体育館使用料	[湯来町総合体育館設置及び管理条例第10条]	
運動広場使用料	[湯来町運動広場設置及び管理条例第10条]	
総合福祉センター使用料	[湯来町総合福祉センター設置及び管理条例第8条]	
火葬場使用料	[湯来町火葬場設置及び管理条例第7条]	
墓地使用料	[湯来町墓地設置及び管理条例第10条]	
観光事業施設利用料金	[湯来町観光事業の設置等に関する条例第9条]	
多目的温泉保養館使用料	[湯来町多目的温泉保養館の設置及び管理条例第7条]	
農村環境改善センター使用料	[湯来町農村環境改善センター設置及び管理条例第7条]	
農業集落排水処理施設使用料	[湯来町農業集落排水処理施設の設置及び管理条例第13条]	
町営住宅使用料	[湯来町営住宅設置及び管理条例第13条]	
道路占用料	[湯来町道路占用料徴収条例第2条]	
公共下水道使用料	[湯来町公共下水道条例第20条]	
水道料金	[湯来町簡易水道使用条例第31条、第32条]	
公民館使用料	[湯来町公民館条例第12条]	
河野図書館使用料	[湯来町河野図書館設置及び管理条例第10条]	
計17件		

2 広島市(73件)

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
行政財産の使用料	[広島市財産条例第2条]	
勤労青少年ホーム使用料	[広島市勤労青少年ホーム条例第7条]	
レクリエーションセンター使用料	[広島市深入山自然レクリエーションセンター条例第5条]	
消費生活センター使用料	[広島市消費生活センター条例第7条]	
まちづくり市民交流プラザ使用料	[広島市まちづくり市民交流プラザ条例第7条]	
区民文化センター使用料	[広島市区民文化センター条例第6条]	
現代美術館観覧料等	[広島市現代美術館条例第7条、第8条]	
文化創造センター使用料	[広島市文化創造センター条例第7条]	
総合屋内プール使用料	[広島市総合屋内プール条例第7条]	
スポーツセンター使用料	[広島市スポーツセンター条例第8条]	
運動広場使用料	[広島市運動場条例第6条]	
体育館使用料	[広島市体育館条例第7条]	
市民球場使用料	[広島市民球場条例第9条]	
国際会議場使用料	[広島国際会議場条例第6条]	
留学生会館使用料	[広島市留学生会館条例第9条]	
平和記念資料館観覧料使用料	[広島平和記念資料館条例第5条、第9条]	
隣保館使用料	[広島市隣保館条例第5条]	
地域福祉センター使用料	[広島市地域福祉センター条例第7条]	
福祉センター使用料	[広島市福祉センター条例第7条]	
老人いこいの家使用料	[広島市老人いこいの家条例第6条] [広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘条例第6条]	
老人福祉センター使用料	[広島市老人福祉センター条例第7条]	
心身障害者福祉センター使用料	[広島市心身障害者福祉センター条例第9条]	
障害者デイサービスセンター使用料	[広島市障害者デイサービスセンター条例第8条]	
精神保健福祉センター使用料	[広島市精神保健福祉センター条例第7条]	
女性福祉センター使用料	[広島市女性福祉センター条例第7条]	
寡婦寮使用料	[広島市寡婦寮条例第7条]	
くりが丘保育園の保育料	[広島市保育園条例第9条]	
療育指導相談所・療育相談室使用料	[広島市児童療育指導センター条例第29条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
保健センター使用料	[広島市保健センター使用料及び手数料条例]	
健康管理・増進センター使用料 健康科学館観覧料	[広島市健康づくりセンター条例第6条]	
安芸市民病院使用料	[広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例]	
火葬場使用料	[広島市火葬場条例第5条]	
墓地及び納骨堂使用料	[広島市墓地及び納骨堂条例第11条]	
看護専門学校授業料(全日制・定時制)	[広島市立看護専門学校条例第4条]	
舟入病院使用料	[広島市舟入病院事業使用料及び手数料条例]	
中小企業会館使用料	[広島市中小企業会館条例第8条]	
西新天地公共広場使用料	[広島市西新天地公共広場条例第7条]	
工業技術センター使用料	[広島市工業技術センター条例第7条]	
中央市場使用料 東部市場使用料 食肉市場使用料	[広島市中央卸売市場業務条例第71条]	
と畜場使用料	[広島市と畜場条例第4条]	
競輪場入場料	[広島市競輪条例第3条]	
広島城観覧料 望遠鏡使用料	[広島城条例第4条～第6条]	
ユース・ホステル使用料	[広島ユース・ホステル条例第11条]	
農業集落排水処理施設使用料	[広島市農業集落排水処理施設条例第13条]	
こども村使用料	[広島市こども村条例第5条]	
森林公園使用料(昆虫館入館料、モノレール使用料、 駐車料金等)	[広島市森林公園条例第6条、第9条～第11条]	
漁船巻揚施設使用料	[広島市漁船巻揚施設条例第5条]	
有料公園等使用料	[広島市公園条例第10条]	
安佐動物公園使用料(入園料、売店等使用料、駐車 料金)	[広島市安佐動物公園条例第3条、第8条、第9条]	
市営住宅等使用料(市営住宅、附設駐車場、市営店 舗)	[広島市市営住宅等条例第17条、第46条、第54条、第6 1条]	
広島駅南口地下広場使用料	[広島駅南口地下広場条例第8条]	
市営さん橋等港湾施設使用料	[広島市港湾施設条例第4条]	
道路占用料	[広島市道路占用料徴収条例第3条]	
有料道路通行料金	[広島市有料道路通行料金条例第3条]	
駐車場料金	[広島市市営駐車場条例第3条]	
道路附属物駐車場料金	[広島市道路附属物駐車場駐車料金徴収条例第4条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
自転車等駐車場料金	[広島市自転車等駐車場条例第6条]	
下水道使用料	[広島市下水道条例第24条]	
市立大学入学料、授業料、学生寮使用料	[広島市立大学条例第11条、第12条、第15条]	
水道料金	[広島市水道給水条例第26条、第29条]	
市民病院使用料	[広島市病院事業使用料及び手数料条例第2条]	
高等学校・幼稚園の授業料、入学料、高等学校(定時制)の聴講料	[広島市立学校条例第3条、第3条の2、第4条の2]	
公民館使用料	[広島市公民館条例第6条]	
郷土資料館入館料	[広島市郷土資料館条例第5条]	
青少年センター使用料	[広島市青少年センター条例第7条]	
国際青年会館使用料	[広島市国際青年会館条例第7条]	
少年自然の家使用料	[広島市少年自然の家条例第7条]	
プラネタリウム観覧料	[広島市こども文化科学館条例第4条]	
江波山気象館入館料	[広島市江波山気象館条例第5条]	
交通科学館観覧料、使用料	[広島市交通科学館条例第5条、第6条]	
女性教育センター使用料	[広島市女性教育センター条例第8条]	
映像文化ライブラリー設備使用料、映画鑑賞料	[広島市映像文化ライブラリー条例第5条]	
グリーンスポーツセンター使用料	[広島市グリーンスポーツセンター条例第7条]	
計73件		

資料2
手数料一覧表

1 湯来町(13件)

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
公文書の開示請求に係る写しの交付手数料	[湯来町情報公開条例第19条]	
公簿、公文書又は図面の写しの交付手数料、閲覧手数料	[湯来町手数料条例]	
税関係手数料	[湯来町手数料条例]	
戸籍、住民票等関係手数料	[湯来町手数料条例]	
認可地縁団体関係手数料	[湯来町手数料条例]	
衛生関係手数料	[湯来町手数料条例]	
化製場設置許可等申請手数料	[湯来町手数料条例]	
農林水産関係手数料	[湯来町手数料条例]	
屋外広告物許可申請等手数料	[湯来町手数料条例]	
都市計画関係手数料	[湯来町手数料条例]	
排水設備指定工事店登録等手数料	[湯来町下水道条例第30条]	
設計審査手数料、工事検査手数料	[湯来町簡易水道使用条例第37条]	
農業委員会各種手数料	[湯来町手数料条例]	
計13件		

2 広島市(38件)

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
公文書の開示請求に係る写しの交付手数料	[広島市情報公開条例第15条]	
個人情報の開示請求に係る写しの交付手数料	[広島市個人情報保護条例第25条]	
公文書等の複写に係る手数料	[広島市公文書館条例第7条]	
税関係手数料	[広島市証明等手数料条例] [広島市都市計画関係手数料条例] [広島市市税条例]	
戸籍、住民票等関係手数料	[広島市証明等手数料条例]	
被爆者援護法第33条第1項に規定する遺族の戸籍証明手数料	[戸籍の無料証明に関する条例]	
衛生関係手数料	[広島市衛生関係手数料条例]	
精神保健福祉センター手数料	[広島市精神保健福祉センター条例第7条]	
療育相談所・療育相談室の手数料	[広島市児童療育指導センター条例第29条]	
安芸市民病院手数料	[広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例]	
保健センター手数料	[広島市保健センター使用料及び手数料条例]	
衛生研究所試験検査手数料	[広島市衛生研究所条例第5条]	
看護専門学校学力検査料(全日制・定時制)	[広島市立看護専門学校条例第3条]	
舟入病院手数料	[広島市舟入病院事業使用料及び手数料条例]	
化製場設置許可等申請手数料	[広島市化製場等に関する条例第3条]	
フロン類回収業者等登録手数料	[広島市フロン類回収業者等登録手数料条例]	
一般廃棄物処理手数料、一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料、浄化槽保守点検業者登録等手数料	[広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条、第13条] [広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第16条]	
工業技術センター手数料	[広島市工業技術センター条例第8条]	
計量関係手数料	[広島市計量手数料条例]	
農林水産関係手数料	[広島市農林水産関係手数料条例]	
地区計画内建築制限条例に基づく特例許可申請手数料	[広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条]	
屋外広告物許可申請等手数料	[広島市屋外広告物条例第22条]	
都市計画関係手数料	[広島市都市計画関係手数料条例]	
特殊車両通行許可申請手数料	[広島市特殊車両通行許可申請手数料条例]	
放置自転車の撤去、保管手数料	[広島市自転車等の放置の防止に関する条例第13条]	
排水設備指定工事店登録等手数料	[広島市下水道条例第29条の2]	
市立大学入学検定料	[広島市立大学条例第10条]	
消防関係手数料	[広島市消防関係手数料条例] [広島市証明等手数料条例]	
設計審査手数料、工事検査手数料	[広島市水道給水条例第41条]	
指定給水装置工事事業者指定等手数料	[広島市水道給水条例第41条]	
市民病院手数料	[広島市病院事業使用料及び手数料条例第2条]	
高等学校入学者選抜料	[広島市立学校条例第4条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
気象資料の複写交付手数料	[広島市江波山気象館条例第6条]	
郷土資料館手数料	[広島市郷土資料館条例第6条]	
乗り物資料の複写交付手数料	[広島市交通科学館条例第7条]	
中央図書館資料複写手数料	[広島市立中央図書館条例第5条]	
こども図書館資料複写手数料	[広島市こども図書館条例第5条]	
農業委員会各種手数料	[広島市証明等手数料条例]	
計38件		

資料3

負担金等一覧表

1 湯来町（5件）

名 称	根 拠 法 令 等	備 考
老人ホーム入所費用	[老人福祉法第28条] [老人福祉法による費用の徴収に関する規則第3条]	
保育料	[湯来町保育所条例第6条]	
建設事業分担金	[湯来町建設事業分担金徴収条例第2条] [町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例] [非補助土地改良等町代行事業に関する条例]	
下水道事業受益者負担金	[湯来町下水道事業受益者分担金徴収条例]	
水道施設加入金	[湯来町簡易水道使用条例第6条]	
計5件		

2 広島市（10件）

名 称	根 拠 法 令 等	備 考
救護院入所費用	[広島市救護院条例第4条]	
喜生園入所費用	[老人福祉法第28条] [広島市喜生園条例第4条]	
老人ホーム入所費用	[老人福祉法第28条] [広島市老人ホーム入所措置等に関する規則第7条]	
知的障害者援護施設入所措置費用	[知的障害者福祉法第27条] [知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第4条]	
身体障害者更生援護施設入所措置費用	[身体障害者福祉法第38条] [身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第3条]	
児童福祉施設入所措置費用	[児童福祉法第56条] [児童福祉法に基づく措置等に関する規則第5条]	
保育料	[広島市保育の実施に関する条例第3条]	
農業集落排水事業分担金	[広島市農業集落排水事業分担金条例]	
下水道事業受益者負担金	[広島圏都市計画下水道事業受益者負担に関する条例]	
水道施設整備納付金	[広島市水道給水条例第40条]	
計10件		

1 6 補助金等

●湯来町にのみある主な補助金等

名 称	交付先	補助等の対象	補助金等の額
町内会連合会運営費補助	町内会連合会	会議及び研修経費	30 万円/年
湯来町ふるさとまつり事業補助	湯来町商工会	湯来町ふるさとまつりの開催経費	600 万円/年
老人休養施設利用料助成	65 歳以上の者	湯来ロッジ、湯ノ山温泉館、クアハウス湯の山の利用料	湯来ロッジ、湯ノ山温泉館 ・休憩料1人1日につき 200 円 ・入湯料1人1日につき 100 円 クアハウス湯の山 ・利用料1人1日につき 500 円 (利用助成券の交付による。)
身体障害者等休養施設利用料助成	身体障害者手帳又は療育手帳所持者	同上	同上
食生活改善推進協議会補助	湯来町食生活改善推進協議会	講習及び研修等協議会の事業	5 万円/年
ごみ減量化対策事業補助	湯来町高齢者能力活用協会	段ボールや缶類等の収集・処分経費	572 万 4 千円(限度額)/年
生ごみ処理容器設置事業補助	町の指定する処理容器を購入し、生ごみ処理をする者	生ごみ処理容器の購入経費	処理容器 1 個の購入価格の 1/2 以内(限度額 3 千円~1 万円)
遊休農地活用推進事業補助	遊休農地に景観形成作物(花等)を導入する者	景観形成作物(花等)の栽培経費	3 万円(限度額)/10a
公民館まつり事業補助	湯来南公民館まつり実行委員会、湯来西公民館まつり実行委員会	各公民館まつりの開催経費	10 万円(限度額)/年・館
水内ふるさとまつり事業補助	水内ふるさとまつり実行委員会	水内ふるさとまつりの開催経費	同上

17 国民健康保険事業

●世帯数等の状況 (平成 15 年 3 月末現在)

区 分	広島市	湯来町
世 帯 数	200,220 世帯	1,762 世帯
被 保 険 者 数	358,853 人	3,259 人
うち第 2 号被保険者数	108,213 人	935 人

●保険料(税)の賦課状況(平成 15 年度)

区 分	広島市	湯来町
保 険 料 (税) 率	保険料率	保険税率
医 療 分	所得割 687% 均等割 22,132 円 平等割 12,899 円	所得割 4.8% 資産割 25.0% 均等割 19,000 円 平等割 19,000 円
介 護 分	所得割 94% 均等割 5,139 円 平等割 2,260 円	所得割 0.99% 資産割 6.0% 均等割 6,500 円 平等割 6,500 円
所得割算定基礎	当該年度の市民税所得割額	前年中の総所得金額及び山林所得金額 - 町民税基礎控除相当額(33 万円)
限 度 額	医療分 52 万円 介護分 8 万円	医療分 53 万円 介護分 8 万円
納 期 (回 数)	6 月～3 月(10 回)	7 月～2 月(8 回)
督 促	督促手数料 なし	督促手数料 なし

●保険給付(法律で給付内容が定まっているものを除く。)

区 分	広島市	湯来町
出産育児一時金	30 万円	33 万円
葬 祭 費	4 万円	3 万円

●保健事業

【はり・きゅう施術費の支給】

区 分	広島市	湯来町
対象者	被保険者	実施していない。
支給額	1 回につき 700 円 1 年間(4 月～翌年 3 月)1 人 35 回まで	

【人間ドックの助成】

区 分	広島市	湯来町
対象者	当該年度中に 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳になる被保険者で、前年度の保険料を完納している世帯に属する人	前年度までの保険税を完納している世帯に属する被保険者
助成額	検診料金の 7 割	検診料金の半額(限度額 2 万円)

【施設利用料の助成】

区 分	広島市	湯来町
対 象 者	実施していない。	資格証明書交付対象者を除く被保険者
対象施設、助成額		次の額に保険給付割合を乗じた額 ・湯来ロッジ 1 人 1 日 650 円 ・湯ノ山温泉館 1 人 1 日 650 円 ・クアハウス湯の山 1 人 1 日 1,500 円

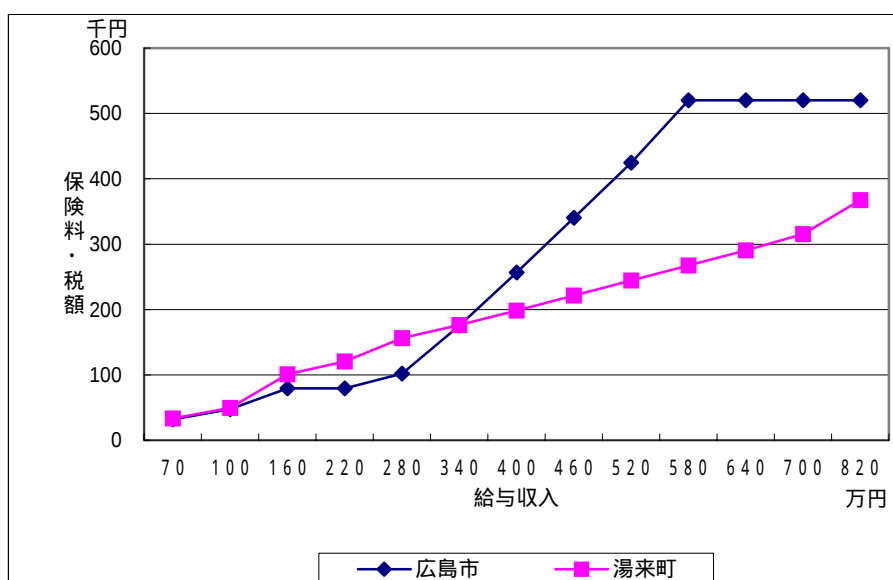
【日常生活用具の無料貸与】

区 分	広島市	湯来町
対 象 者	実施していない。	被保険者
用具の種類、貸与の期間		・特殊ベッド 1年以内 ・床ずれ防止用マット 1年以内 ・車椅子 6か月以内

●保険料(税)現況比較

平成 15 年度保険料(税)の額

給与収入(給与所得金額)	広島市(A)	湯来町(B)	差額(円) (A) - (B)
	保険料の額(円)	保険税の額(円)	
70 万円 (5 万円)	31,715	33,300	▲ 1,585
100 万円 (35 万円)	47,576	49,400	▲ 1,824
160 万円 (95 万円)	79,295	101,000	▲ 21,705
220 万円 (136 万円)	79,295	120,700	▲ 41,405
280 万円 (178 万円)	101,966	156,100	▲ 54,134
340 万円 (220 万円)	175,475	176,200	▲ 725
400 万円 (266 万円)	256,541	198,300	58,241
460 万円 (314 万円)	340,355	221,300	119,055
520 万円 (362 万円)	424,856	244,400	180,456
580 万円 (410 万円)	520,000	267,400	252,600
640 万円 (458 万円)	520,000	290,500	229,500
700 万円 (510 万円)	520,000	315,400	204,600
820 万円 (618 万円)	520,000	367,300	152,700



上記比較に係る世帯等の設定は、夫婦と子1人の3人世帯、所得者は世帯主のみ、配偶者特別控除(33万円)の適用あり、固定資産税額は42,000円

18 介護保険事業

●高齢者数等の状況 (平成 15 年 3 月末現在)

区 分	広島市	湯来町
高齢者数(65 歳以上)(a)	176,037 人	2,186 人
高 齢 化 率	15.5%	27.3%
要介護認定者数(b)	29,778 人	365 人
出現率 (b / a × 100)	16.9%	16.7%

●第 1 号被保険者(65 歳以上)の保険料及び納期

区 分	広島市	湯来町
平成 15 年度基準額(月額)	3,887 円	3,425 円
普通徴収による納期	4 月～3 月 (12 期)	7 月～2 月 (8 期)

両市町とも、上記基準額は平成 17 年度までのもの

19 保健・福祉事業

●要援護者等の状況 (平成 15 年 3 月末現在、()内の数値は対人口比)

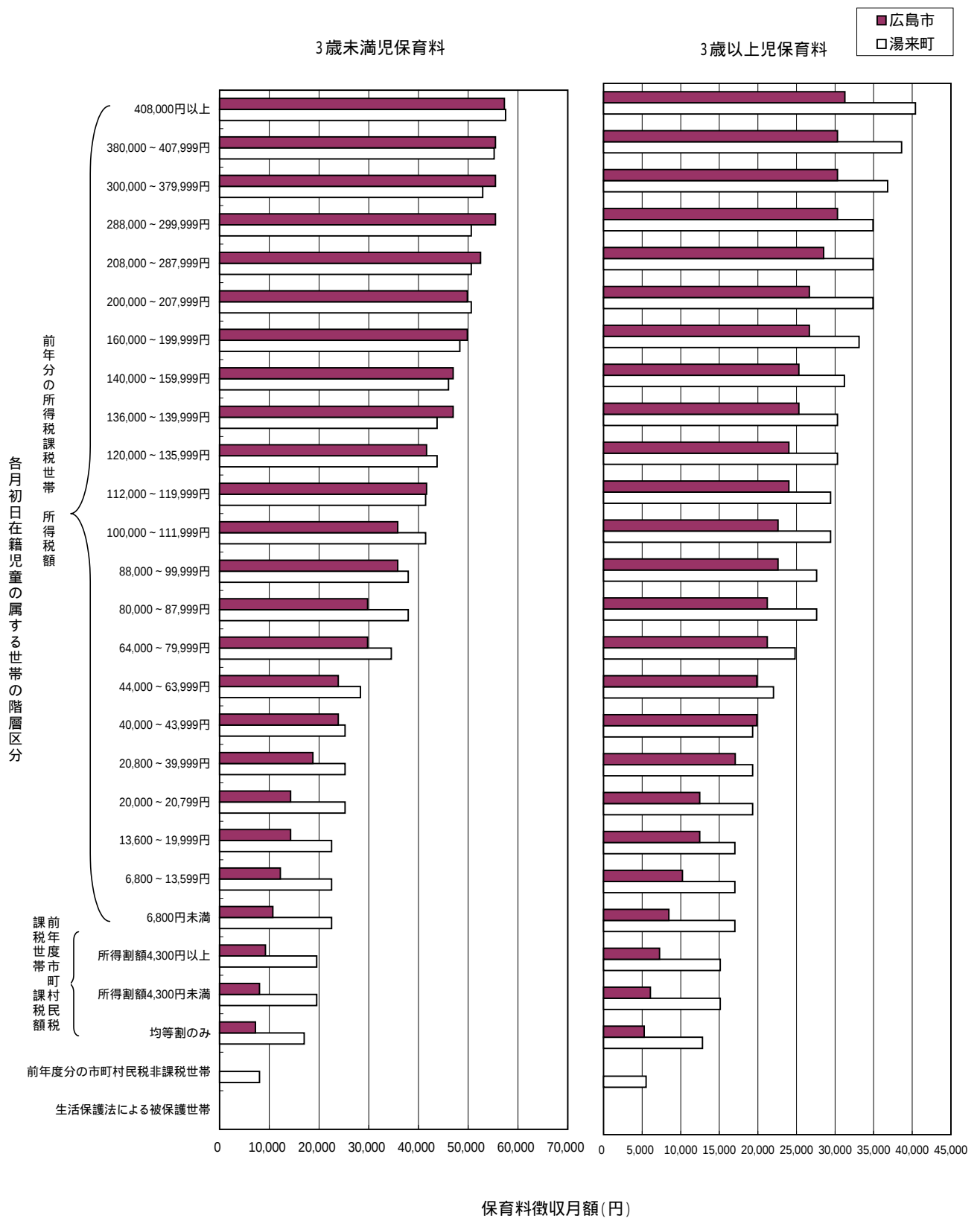
区 分	広島市	湯来町
高 齢 者 数 (6 5 歳 以 上)	176,037 人(15.5%)	2,186 人(27.3%)
障 害 者 数 (手 帳 所 持 者)	42,897 人(3.8%)	484 人(6.1%)
身体障害(児)者	33,644 人(3.0%)	445 人(5.6%)
知的障害(児)者	5,030 人(0.4%)	39 人(0.5%)
精神障害者	4,223 人(0.4%)	33 人(0.4%)
児 童 数		
18 歳未満児童数	208,409 人(18.4%)	1,245 人(15.6%)
就 学 前 児 童 数	69,281 人(6.1%)	303 人(3.8%)
生 活 保 護 受 給 者 数	14,487 人(1.3%)	17 人(0.2%)
被爆者数(被爆者健康手帳所持者)	85,065 人(7.5%)	793 人(9.9%)

●保育所の運営について

区 分		広島市	湯来町
保 育 料	3 歳 未 満 児	0～57,250 円/月	0～57,500 円/月
	3 歳 以 上 児	0～31,250 円/月	0～40,400 円/月
保育所数及び定員	公 立	88 施設 11,100 人	2 施設 120 人
	私 立	58 施設 6,839 人	なし

保育料については、次ページの保育料比較グラフ参照

参考: 保育料比較 (平成15年度)



20 ごみ及びし尿処理事業

●ごみ処理事業

【ごみの分別及び収集回数】

区 分	広島市	湯来町
可燃ごみ	週 2 回	週 1 回
不燃ごみ	週 1 回(プラスチックごみを含む。) ↓ H16.4.1 ~ ・容器包装プラスチック: 週 1 回 ・容器包装以外のプラスチック: 月 2 回 ・不燃ごみ: 月 2 回	週 1 回(有害ごみを含む。)
資源ごみ	月 2 回	週 1 回
有害ごみ	月 2 回	週 1 回(不燃ごみに含む。)
大型ごみ	月 2 回(特定家庭用機器廃棄物を含む。)	年 4 回
特定家庭用機器廃棄物	月 2 回(大型ごみに含む。)	年 4 回
ペットボトル	月 2 回 ↓ H16.4.1 ~ 週 1 回	週 1 回(プラスチックごみに含む。)
プラスチックごみ	週 1 回(不燃ごみに含む。)	週 1 回(ペットボトルを含む。)

【手数料】

区 分		広島市	湯来町
大型ごみ収集運搬 手数料	特定家庭用機器廃棄物	3,000 円/個	3,675 円/個
	その他の大型ごみ	250 円 ~ 1,250 円/個	400 円/個
固形状一般廃棄物 収集運搬及び処分 手数料 (家庭ごみ)	可燃ごみ	無料	50 円/30 リットル袋 30 円/18 リットル袋
	不燃ごみ		50 円/30 リットル袋
	資源ごみ		
	有害ごみ		
	ペットボトル		30 円/45 リットル袋
	プラスチックごみ		
固形状一般廃棄物 処分手数料 (事業ごみ)	焼却施設へ搬入する場合	10 kgまでごとに 80 円	10 kgまでごとに 110 円 (プラスチックごみは 10 kgまでご とに 135 円)
	埋立施設へ搬入する場合		-
	破碎施設へ搬入する場合		
固形状一般廃棄物 再生処分手数料	再生施設へ搬入する場合	10 kgまでごとに 60 円	-

区 分	広島市	湯来町
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (有効期間 2 年間)	11,000 円	5,250 円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	11,000 円	5,250 円
一般廃棄物処分業許可申請手数料 (有効期間 2 年間)	11,000 円	5,250 円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	11,000 円	5,250 円

1 消費税及び地方消費税を含む。ただし、広島市の処分手数料及び再生処理手数料は、消費税及び地方消費税を含まない。

2 湯来町の家庭ごみ収集運搬及び処分手数料は、山県郡西部衛生組合の指定するごみ袋(同組合指定商店、郵便局等で購入)により徴収している。

●し尿処理事業

【収集回数】

区 分	広島市	湯来町
一般家庭	原則月 1 回	原則月 1 回
一般家庭以外		

【手数料】

区 分		広島市				湯来町
一般家庭	基本料	ホ-ス 30m未満		1 か月 1 人につき 200 円		1 戸につき 20 円
		ホ-ス 30m以上		1 か月 1 人につき 240 円		
	加算料	ホ-ス 30m未満	月 2 回以上	2 回目から 1 回 1 人につき 40 円		
			2 便槽以上	2 便槽目から 1 便槽 1 人につき 40 円		
		ホ-ス 30m以上	月 2 回以上	2 回目から 1 回 1 人につき 80 円		
			2 便槽以上	2 便槽目から 1 便槽 1 人につき 80 円		
一般家庭以外	18 戸につき 80 円					

広島市の手数料は、消費税及び地方消費税を含む。湯来町の手数料は、消費税及び地方消費税を含まない。

【し尿処理手数料算定例】

(一般家庭、4 人世帯、月 1 回収集)

広島市(30m 未満のホ-ス)	湯来町
800 円	・収集量 350 戸の場合(簡易水洗等) 7,350 円 ・収集量 150 戸の場合(非水洗等) 3,150 円

消費税及び地方消費税を含む。

2 1 水道事業

● 給水人口(現に給水している人口)の状況

区 分		広島市	湯来町
上 水 道	計画給水人口 5,001 人以上の水道	1,094,401 人 市営のみ	-
簡 易 水 道	計画給水人口 101 人以上 5,000 人以下の水道	-	1,234 人 うち町営 994 民営 190 廿日市市営 50
専 用 水 道	実居住人口 101 人以上又は 1 日最大給水量 20m ³ を超える団地等の自家用の水道	11,652 人 民営及び国営のみ	2,852 人 うち町営 36 民営 2,816
飲料水供給施設	給水人口 50 人以上 100 人以下の水道	448 人 うち市営 25 民営 423	7 人 民営のみ
普 及 率	給水人口 / 行政区域内人口	97.6%	51.2%

平成 14 年度市町村公共施設状況調査(15.3.31 現在)

● 水道事業の運営状況

【平成 14 年度決算】(単位:千円、注:金額については、千円未満を四捨五入したため、内訳の計と合計額が一致しない。)

○ 湯来町簡易水道事業会計(特別会計)

歳入

使用料及び手数料	17,554
国庫支出金	14,600
繰入金	60,242
繰越金	2,437
諸収入	6,723
町債	22,800
県支出金	1,069
歳入合計	125,425

歳出

総務費	26,159
事業費	39,269
公債費	57,145
歳出合計	122,572

歳入総額	125,425
歳出総額	122,572
歳入歳出差引額	2,853
翌年度繰越財源	-
実質収支額	2,853

○ 広島市水道事業会計(企業会計)

収益的収支

水道事業収益	27,277,107
営業収益	23,988,838
営業外収益	2,028,700
特別利益	1,259,569
水道事業費用	25,553,140
営業費用	20,178,423
営業外費用	5,318,122
特別損失	56,594
当年度純利益	1,723,968

資本的収支

資本的収入	7,295,718
企業債	4,180,766
出資金	293,858
補助金	38,260
受託建設収入	653,283
工事負担金	2,031,968
財産売却代金	85,313
貸付金返還金	12,270
資本的支出	15,187,456
建設改良費	8,286,227
企業債償還金	6,893,959
貸付金	7,270
差引不足額	▲7,891,738

不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填

貸借対照表

資産の部

固定資産	259,993,610
有形固定資産	220,146,787
無形固定資産	39,801,623
投資	45,200
流動資産	10,072,137
現金預金	5,381,534
未収金	4,218,005
有価証券	16,071
貯蔵品	287,382
前払金	145,602
その他流動資産	23,543
資産計	270,065,747

負債・資本の部

固定負債	30,000
他会計借入金	30,000
流動負債	7,253,308
未払金	3,330,945
前受金	1,747,944
その他流動負債	2,174,419
負債計	7,283,308
資本金	162,975,291
自己資本金	43,016,980
借入資本金	119,958,311
剰余金	99,807,149
資本剰余金	96,908,275
利益剰余金	2,898,874
資本計	262,782,440
負債・資本合計	270,065,747

【起債残高】(平成 14 年度末現在高)

広島市	湯来町
119,958,311 千円	1,962,900 千円

● 水道事業の施設能力等 (平成 15 年 3 月 31 日現在)

区 分	広島市	湯来町
施 設 能 力	628,100m ³ /日	1,696m ³ /日
年 間 給 水 量	149,104,814m ³	156,160m ³
1 日最大給水量	523,299m ³ /日	939m ³ /日
1 日平均給水量	408,506m ³ /日	428m ³ /日

●水道料金(1 か月につき)

【計算方法】

広島市	湯来町
(基本料金 + 従量料金) × 1.05	(基本料金 + 超過料金) + メーター使用料
・メーター使用料は基本料金に含む。 ・基本料金:用途(家事、業務等)によらず同一 ・従量料金:用途により異なる。	・消費税及び地方消費税を含む。 ・基本料金、超過料金ともに、用途によらず同一

○基本料金、従量料金・超過料金

区 分			広島市	湯来町
家事用	基本料金		10m ³ まで(別表参照)	10m ³ まで 840 円
	従量料金・ 超過料金(注) (1m ³ につき)	10m ³ を超え 15m ³ まで	106 円	10m ³ を超えた料金 1 m ³ につき 105 円
		15m ³ を超え 20m ³ まで	168 円	
		20m ³ を超え 40m ³ まで	203 円	
		40m ³ を超え 100m ³ まで	229 円	
		100m ³ を超えるもの	241 円	
業務用	基本料金		10m ³ まで(別表参照)	同 上
	従量料金・ 超過料金(注) (1m ³ につき)	10m ³ を超え 15m ³ まで	106 円	
		15m ³ を超え 20m ³ まで	193 円	
		20m ³ を超え 40m ³ まで	228 円	
		40m ³ を超え 100m ³ まで	257 円	
		100m ³ を超え 200m ³ まで	288 円	
公衆浴場用	基本料金		10m ³ まで(別表参照)	同 上
	従量料金・ 超過料金(注) (1m ³ につき)	10m ³ を超え 15m ³ まで	106 円	
		15m ³ を超えるもの	62 円	
プール用	基本料金		10m ³ まで(別表参照)	同 上
	従量料金・ 超過料金(注) (1 m ³ につき)	10m ³ を超えるもの	116 円	
特別給水	1 m ³ につき		159 円	-

1 広島市では従量料金、湯来町では超過料金と表記

2 広島市の料金は、上表により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額

3 湯来町の料金は、消費税及び地方消費税を含む。

別表 広島市基本料金(10m³まで)

メーターの口径	金 額	メーターの口径	金 額
13 mm	810 円	100 mm	3,590 円
20 mm	860 円	150 mm	5,375 円
25 mm	910 円	200 mm	6,930 円
40 mm	1,200 円	250 mm	10,220 円
50 mm	2,425 円	300 mm	14,605 円
75 mm	2,975 円		

○メーター使用料

区 分		広島市	湯来町
メーターの口径	13 mm	(基本料金に含む。)	60 円
	20 mm		110 円
	25 mm		120 円
	30 mm		200 円
	40 mm		230 円
	50 mm		550 円
	75 mm		-
	100 mm		-
	150 mm 超		-

湯来町の料金は、消費税及び地方消費税を含む。

【使用水量別料金比較】

(1 か月につき)

用途	口径	使用水量	広島市(A)	湯来町(B)	差引(A)-(B)
家事用	13mm	10m ³	850 円	900 円	50 円
		20m ³	2,289 円	1,950 円	339 円
		30m ³	4,420 円	3,000 円	1,420 円
	20mm	10m ³	903 円	950 円	47 円
		20m ³	2,341 円	2,000 円	341 円
		30m ³	4,473 円	3,050 円	1,423 円
	25mm	10m ³	955 円	960 円	5 円
		20m ³	2,394 円	2,010 円	384 円
		30m ³	4,525 円	3,060 円	1,465 円
業務用	13mm	10m ³	850 円	900 円	50 円
		20m ³	2,420 円	1,950 円	470 円
		30m ³	4,814 円	3,000 円	1,814 円
	20mm	10m ³	903 円	950 円	47 円
		20m ³	2,472 円	2,000 円	472 円
		30m ³	4,866 円	3,050 円	1,816 円
	25mm	10m ³	955 円	960 円	5 円
		20m ³	2,525 円	2,010 円	515 円
		30m ³	4,919 円	3,060 円	1,859 円
	40mm	200m ³	54,048 円	21,020 円	33,028 円
		300m ³	87,228 円	31,520 円	55,708 円
		400m ³	121,695 円	42,340 円	79,355 円
	50mm	500m ³	154,875 円	52,840 円	102,035 円

1 太枠内は、湯来町の家事用で設置件数が最も多い口径 13mm、平均使用水量 20m³/月の料金

2 消費税及び地方消費税を含む。

●施設整備納付金(施設加入金)

区 分		広島市(施設整備納付金)	湯来町(施設加入金)
メーターの口径	13 mm	52,500 円	一律 50,000 円
	20 mm	131,250 円	
	25 mm	241,500 円	
	40 mm	840,000 円	
	50 mm	1,575,000 円	
	75 mm	4,620,000 円	
	100 mm	9,240,000 円	
	150 mm	26,040,000 円	
	200 mm	55,440,000 円	
	250 mm 以上	管理者が別に定める。	

消費税及び地方消費税を含む。

●設計審査手数料・工事検査手数料(1 工事につき)

区 分		広島市		湯来町
		設計審査 手数料	工事検査 手数料	設計審査手数料 工事検査手数料
メーターの口径	13 mm	1,500 円	1,800 円	一律 1,000 円
	20 mm	2,500 円	2,800 円	
	25 mm			
	40 mm	4,000 円	5,100 円	
	50 mm	6,300 円	8,000 円	
	75 mm			
	100 mm	11,300 円	13,400 円	
	150 mm			
	200 mm 以上	19,200 円	23,300 円	

2.2 下水道事業

● 下水道処理人口(現に処理している人口)の状況

区 分		広島市	湯来町
公 共 下 水 道	終末処理場を有するもの[単独公共下水道]か流域下水道に接続するもの[流域関連公共下水道]	1,031,930 人	202 人
農業集落排水施設	農業振興地域における農業用排水等の水質保全を目的として設置するもの	10,148 人	273 人
合併処理浄化槽	下水道が整備されていない区域において、水洗便所を使用する場合に、し尿と生活雑排水を同時に処理する施設	31,266 人	3,868 人
普 及 率	処理人口 / 行政区域内人口	94.7%	54.3%

平成 14 年度市町村公共施設状況調査(15.3.31 現在)

● 公共下水道事業

区 分	事 業
広島市	公共下水道事業(市街地において設置するもの)
湯来町	特定環境保全公共下水道事業(市街化区域以外の区域において設置するもの) 汚水処理のみで雨水排除は行っていない。

● 公共下水道事業の運営状況

【平成 14 年度決算】(単位:千円、注:金額については、千円未満を四捨五入したため、内訳の計と合計額が一致しない。)

○ 湯来町公共下水道事業会計(特別会計)

歳入

分担金及び負担金	5,400
使用料及び手数料	1,085
国庫支出金	81,000
繰入金	105,015
繰越金	925
諸収入	6,849
町債	66,300
県支出金	4,350
歳入合計	270,924

歳出

総務費	48,031
事業費	200,829
公債費	20,845
歳出合計	269,706

歳入総額	270,924
歳出総額	269,706
歳入歳出差引額	1,218
翌年度繰越財源	30
実質収支額	1,188

○ 広島市下水道事業会計(企業会計)

収益的収支

下水道事業収益	43,203,915
営業収益	38,557,806
営業外収益	4,501,443
特別利益	144,665
下水道事業費用	43,203,915
営業費用	22,880,465
営業外費用	20,288,685
特別損失	34,765
当年度純利益	0

資本的収支

資本的収入	40,238,733
企業債	23,524,757
一般会計出資金	4,082,651
国庫補助金	9,180,203
工事受託金	79,752
負担金	1,721,424
水洗化貸付事業収入	1,649,881
固定資産売却代金	66
資本的支出	54,691,107
建設改良費	34,257,798
償還金	18,783,429
水洗化貸付事業費	1,649,881
差引不足額	▲ 14,452,374

資本的収入額(前年度財源充当額 6,803,358 千円及び翌年度繰越充当財源額 370,547 千円を除く。)が、資本的支出額に対して不足する額 21,626,278 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で措置

貸借対照表

資産の部

固定資産	959,122,677
有形固定資産	944,383,647
無形固定資産	11,716,840
投資	3,022,190
流動資産	8,320,932
現金預金	2,011,514
未収金	3,785,891
有価証券	13,320
前払金	2,510,207
資産計	967,443,609

負債・資本の部

固定負債	2,310,414
貸付企業債	254,442
長期借入金	2,055,971
流動負債	14,586,304
未払金	14,360,314
その他流動負債	225,990
負債計	16,896,717
資本金	630,022,339
自己資本金	77,983,526
借入資本金	552,038,813
剰余金	320,524,553
資本剰余金	320,524,553
資本計	950,546,892
負債・資本合計	967,443,609

【起債残高】(平成 14 年度末現在高)

広島市	湯来町
552,293,255 千円	837,313 千円

● 公共下水道事業の処理能力等 (平成 15 年 3 月 31 日現在)

区 分	広島市	湯来町
処 理 能 力	652,175m ³	900m ³
年 間 処 理 水 量	145,783,876m ³	6,590m ³
1 日平均処理水量	399,408m ³ /日	18m ³ /日

広島市の処理能力は、広島県東部浄化センター及び廿日市市廿日市浄化センターを含めた市域の全処理場の処理能力を示している。

● 下水道使用料金(1 か月につき)

【計算方法及び算定例】

区 分	計算方法	例：一般家庭、4 人世帯、1 か月 水道使用水量 20m ³
広島市	(基本料金 + 超過料金) × 1.05 ・水道使用水量を排出量とする。 ・基本料金：用途(一般家庭、営業等)によらず同一 ・従量料金：用途により異なる。 なお、累進制となっているので、排出量が多い場合は湯来町より高額になる。	1,827 円
湯来町	一般家庭(月額)：(世帯割 1,500 円 + 世帯人員 × 500 円) × 1.05 事務所(月額)：使用人員に応じて設定 ・農業集落排水施設使用料金の計算方法と同じ。	3,675 円

消費税及び地方消費税を含む。

【下水道使用料体系】

区 分	広島市			湯来町	
一 般 家庭污水	基本料金	～ 10m ³	625 円	世帯割 1,500 円 + 世帯人員 × 500 円	
	超過料金 (1m ³ につき)	11 ～ 15m ³	88 円		
		16 ～ 20m ³	135 円		
		21 ～ 40m ³	194 円		
		41 ～ 100m ³	259 円		
		101m ³ ～	287 円		
営 業 汚 水	基本料金	～ 10m ³	625 円	使用人員	使用料
	超過料金 (1m ³ につき)	11 ～ 15m ³	88 円	1 ～ 5 人	3,000 円
		16 ～ 20m ³	146 円	6 ～ 10 人	5,500 円
		21 ～ 40m ³	213 円	11 ～ 15 人	8,000 円
		41 ～ 100m ³	271 円	16 ～ 20 人	10,500 円
		101 ～ 200m ³	330 円	21 ～ 30 人	14,500 円
		201 ～ 500m ³	369 円	31 ～ 40 人	19,700 円
		501 ～ 1,000m ³	400 円	41 ～ 50 人	24,900 円
		1,001m ³ ～	428 円	51 ～ 60 人	30,100 円
				61 ～ 70 人	37,250 円
				71 ～ 80 人	42,750 円
				81 ～ 90 人	48,250 円
				91 ～ 100 人	53,750 円
				101 ～ 120 人	66,400 円
				121 ～ 140 人	78,200 円
				141 ～ 160 人	90,000 円
				161 ～ 180 人	101,800 円
				181 ～ 200 人	113,600 円
				201 ～ 240 人	142,300 円
				241 ～ 280 人	167,900 円
				281 ～ 320 人	193,500 円
				321 ～ 370 人	222,300 円
				371 ～ 420 人	274,050 円
				421 ～ 470 人	308,550 円
				471 ～ 520 人	343,050 円
				521 人 ～	377,550 円
公衆浴場 汚 水	基本料金	～ 10m ³	625 円	同 上	
	超過料金 (1m ³ につき)	11 ～ 15m ³	88 円		
		16m ³ ～ 20m ³	135 円		
		21m ³ ～	35 円		
プール及び 土木工事等 による污水	1m ³ につき	147 円		-	

消費税及び地方消費税は含まない。

● 下水道事業受益者負担金(分担金)

区 分	広島市(負担金)	湯来町(分担金)
対 象 事 業	都市計画事業として施行する公共下水道事業	公共下水道事業
受 益 者	既に処理区域(下水道が整備され、下水処理場で処理することができる区域)となっている区域、又はその年に処理区域となる見込みの区域に土地を所有している者	下水を公共下水道に排除してこれを使用する者
単 価	187 円/m ²	300,000 円/戸
徴 収	20 回(年 4 回×5 年)	一括
納 期	8 月、10 月、12 月、2 月	新設計画確認通知書交付後 2 か月以内
前納報奨金	0.3/100、上限 10 万円	なし
徴 収 猶 予	農地 6 年	災害その他の事故から 3 年間(50%以内)
算定例(1 戸 (200 m ² の土地)の場合)	37,400 円	300,000 円

● 私道内排水設備布設工事費補助金

	広島市	湯来町
交 付 対 象	私道内で排水設備の布設工事を行う者	なし
補助金の額	布設工事に要する経費として市長が認定する額の 3/4 の額	

● 水洗便所設備資金貸付金

	広島市	湯来町
貸 付 対 象	・くみ取り便所を水洗便所に改造する工事 ・し尿浄化槽の廃止工事 ・51 人以上のし尿浄化槽の廃止工事	なし
貸付限度額 (償還金額)	・1 戸につき 52 万円(1 万円/月) ・1 基につき 50 万円(1 万円/月) ・1 基につき 250 万円[認定工事の 8 割] (40 で除して得た額/月)	
貸 付 利 子	無利子	
償 還 方 法	貸し付けた月の翌月からの月賦償還	
延 滞 利 息	年 10.22%	

●農業集落排水事業の運営状況

【平成 14 年度決算】(単位:千円、注:金額については、千円未満を四捨五入したため、内訳の計と合計額が一致しない。)

○湯来町農業集落排水事業特別会計

歳入

分担金及び負担金	600
使用料及び手数料	3,395
県支出金	87,815
繰入金	50,371
繰越金	652
諸収入	1,030
町債	35,200
歳入合計	179,062

歳出

総務費	6,334
事業費	150,557
公債費	21,133
歳出合計	178,025

歳入総額	179,062
歳出総額	178,025
歳入歳出差引額	1,037
翌年度繰越財源	273
実質収支額	764

○広島市農業集落排水事業特別会計

歳入

分担金及び負担金	63,469
使用料及び手数料	57,522
県支出金	514,250
繰入金	495,448
繰越金	28,200
諸収入	34,647
市債	639,000
歳入合計	1,832,536

歳出

事業費	1,517,323
公債費	315,213
歳出合計	1,832,536

歳入総額	1,832,536
歳出総額	1,832,536
歳入歳出差引額	0
翌年度繰越財源	-
実質収支額	0

【起債残高】(平成 14 年度末現在高)

広島市	湯来町
8,177,600 千円	571,817 千円

●農業集落排水事業の処理能力等 (平成 15 年 3 月 31 日現在)

区 分	広島市	湯来町
処 理 能 力	3,344m ³	162m ³
年 間 処 理 水 量	622,544m ³	26,863m ³
1 日平均処理水量	1,706m ³ /日	74m ³ /日

●農業集落排水施設使用料金(1 か月につき)

【計算方法】

区 分	広島市	湯来町
一般家庭	世帯割 660 円 + 世帯人員 × 830 円	(世帯割 1,500 円 + 世帯人員 × 500 円) × 1.05
事 業 所	事業所割 660 円 + 処理対象人員 × 830 円	処理対象人員に応じて設定
備 考	消費税及び地方消費税を含む。	下水道使用料金の計算方法と同じ。

【算定例】(一般家庭、4 人世帯)

区分	広島市	湯来町
料金	3,980 円	3,675 円

消費税及び地方消費税を含む。

● 農業集落排水事業受益者分担金

湯来町は、下水道事業受益者分担金と同じ。

区 分	広島市	湯来町
分 担 金	(排水処理施設建設費用額 × 100 分の 5/計画戸数) × 所有等建築物の数	300,000 円/戸
徴 収 方 法	一括又は 20 回(年 4 回 × 5 年)	一括
納 期	8 月、10 月、12 月、2 月	新設計画確認通知書交付後 2 か月以内
前 納 報 奨 金	なし	なし
徴 収 猶 予	災害その他特別な事由 1 年以内(延長あり)	災害その他の事故から 3 年間
算 定 例 (湯来町において整備済みの 桐地区(建設費用額 730 百万円、計画戸数 138 戸)、 所有等建築物 1 戸の場合)	264,000 円	300,000 円

● 農業集落生活扶助世帯排水設備新設等工事費補助

広島市		湯来町
対 象	生活扶助世帯	なし
補助額	排水設備の新設等に要する経費で予算の範囲内(52 万円以内)	

● 農業集落排水設備新設等資金利子補給

広島市		湯来町
対 象	金融機関で資金を借り入れて、排水設備の新設等を行う者	なし
補助額	金融機関に支払う利子のうち次に掲げる範囲内のもの ・借入額 52 万円以内/件 ・借入利率 年利 3.5%以内 ・借入期間 10 年以内	

23 国民宿舎「湯来ロッジ」等

●湯来町観光事業

設 置 年 月 日	昭和46年4月1日(湯来町観光事業の設置等に関する条例)
設 置 目 的	観光地の使命にあわせて、低廉で清潔な宿泊休養施設として、住民の利用と求めに応じ、施設の整備と充実した環境をつくり、広く一般観光客のレクリエーションと健康の増進を図る。
会 計	企業会計(地方公営企業法財務規定等のみの適用)
組 織	町長 - 観光事業部
観光事業運営審議会	委員10人、任期2年、報酬:日額6,000円

●経営施設の概要

【国民宿舎「湯来ロッジ」等】所在地：多田(湯来温泉)

名 称	設置年月	敷 地	建物(町有)		施設内容等	ロッジに併設
			延床面積	構 造		
国 民 宿 舎 「湯 来 ロ ッ ジ」	昭和41年 10月	10,910m ² うち町有 1,280m ² うち民有 9,630m ² (年間賃借料 4,078千円)	4,219m ²	鉄筋コンクリート 造り 地下1階 地上3階 建て	・昭和41年建築～個室35、広間1、研修室1、浴槽7、サナ2 ・昭和61年増築～大ホール1、式場、厨房 ・宿泊定員数:141人	
湯来保養センター	昭和45年 6月		951m ²	鉄筋コンクリート 造り 3階建て	広間5、会議室1、喫茶、 情報観光センター	
湯 来 温 泉 館	昭和41年 3月		357m ²	鉄筋コンクリート 造り 2階建て	広間2	
西中国山地 観光振興センター	昭和61年 9月		443m ²	鉄筋コンクリート 造り 1階建て	レストラン(研修・資料室、情報センター を転用)、特産品コーナー	

○主な利用料 消費税及び地方消費税を含まない。

宿泊利用(トイなし、1泊2食付き)	・宿泊・食料:大人1人6,400円 小学生1人5,900円 ・入湯料:中学生以上1人50円
入浴のみ利用	入湯料:大人(小学生以上)1人1回400円、1人1日650円
休憩各室利用	個室利用料(3時間まで):定員(3人～9人)×900円

○職員(平成15年4月1日現在)

区 分	人 数	備 考
一 般 職	13人	標準体制24人
非常勤特別職	6人	
そ の 他	26人	
計	45人	

【湯ノ山温泉館】所在地：和田(湯の山温泉)

設置年月	敷地(民有)	建物(町有)		施設内容等	備 考
		延床面積	構 造		
昭和49年3月	民有723m ² (年間賃借料 101千円)	298m ²	鉄筋コンクリート 造り 2階建て	浴槽2 休憩室2	平成15年4月改修

○主な利用料 消費税及び地方消費税を含まない。

入浴のみ利用	入湯料:大人(小学生以上)1人1回300円
休 憩 料	1,000円

○職員(平成15年4月1日現在)

委託:4人(標準体制2人)

●湯来町観光事業の経営状況(過去10年間(平成5年度～14年度))

【利用者数の推移】

5年度から8年度までは増加傾向にあったが、8年度の278,159人をピークに減少傾向に転じ、14年度には163,215人(対8年度58.7%、「湯来ロッジ」等119,523人、湯ノ山温泉館43,692人)と最低となっている。次ページのグラフ参照

【決算状況】

当年度純利益(損失)については、5年度の23,239,694円をピークに減少し続け、8年度には損失に転じ、11年度には損失50,708,970円と最悪となったが、12年度以降は費用削減により、損失が減少傾向にある。**14年度では、一般会計からの補助及び出資が18,257,000円、累積欠損は115,376,747円となっている。**次ページのグラフ参照

【平成14年度決算】(単位:千円、注:金額については、千円未満を四捨五入したため、内訳の計と合計額が一致しない。)

収益的収支

事業収益	340,334
営業収益	333,565
利用収益	268,908
売店収益	60,801
その他営業収益	3,856
営業外収益	6,769
受取利息	0
雑収益	863
他会計補助金	5,906
事業費用	363,683
営業費用	357,788
宿舍経営費	331,773
減価償却費	26,016
営業外費用	5,626
支払利息	5,626
特別損失	270
当年度純損失	▲23,350

資本的収支

資本的収入	12,351
出資金	12,351
資本的支出	20,303
建設改良費	1,778
企業債償還金	18,526
差引不足額	▲7,952

不足額は、当年度分損益勘定留保資金で補填

貸借対照表

資産の部

固定資産	544,492
有形固定資産	543,613
無形固定資産	878
流動資産	6,342
現金預金	933
未収金	1,943
貯蔵品	3,467
資産計	550,834

負債・資本の部

流動負債	52,112
未払金	10,491
前受金	172
その他流動負債	41,449
負債計	52,112
資本金	588,099
自己資本金	495,378
借入資本金	92,720
企業債	92,720
欠損金	▲89,377
資本剰余金	26,000
欠損金	▲115,377
当年度未処理欠損金	▲115,377
資本計	498,722
負債・資本合計	550,834

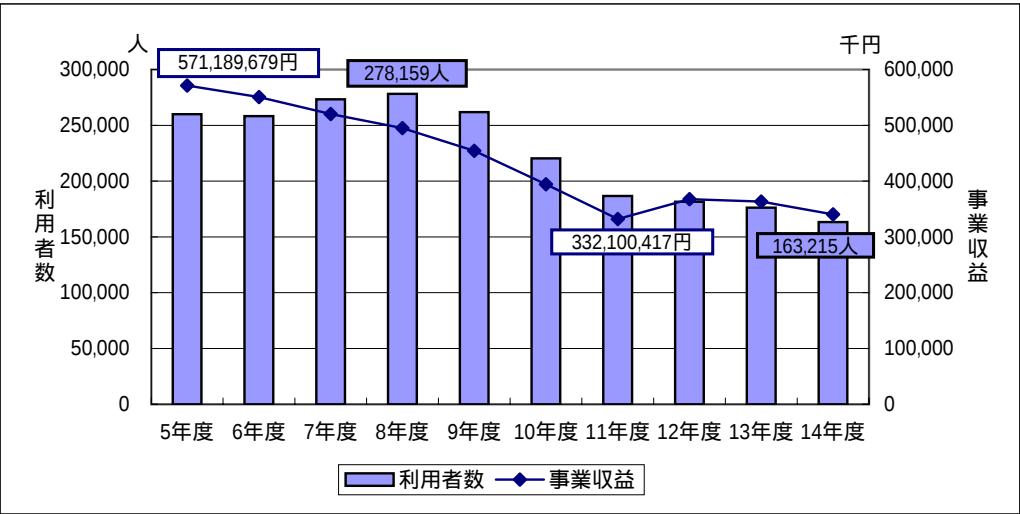
【企業債残高、一時借入金残高】(平成14年度末現在高)

企業債残高 92,720千円(全て、国民宿舎「湯来ロッジ」等分)

一時借入金残高 39,000千円(同 上)

参考：湯来町観光事業の経営状況(過去10年間(平成5年度～14年度))

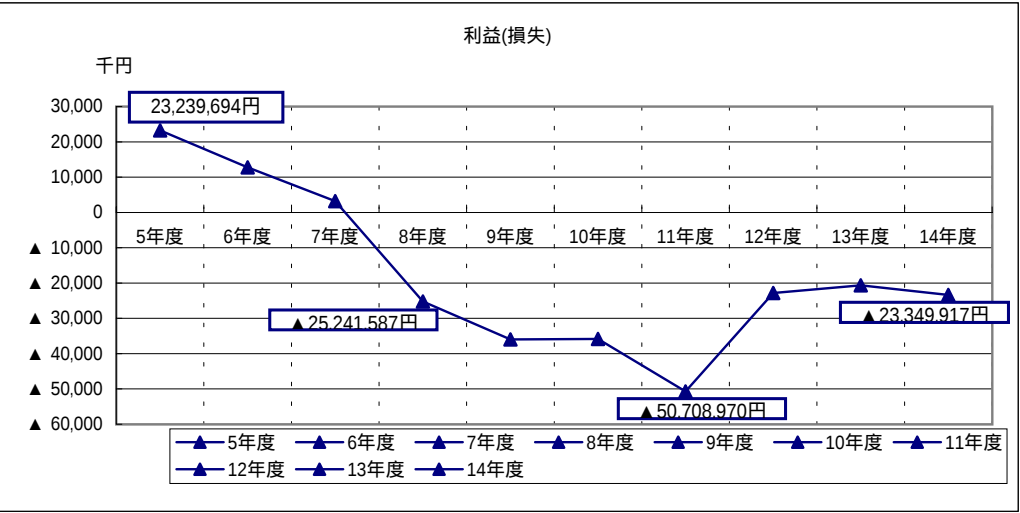
1 利用者数及び事業収益の推移



(単位：人、円)

区 分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
利用者数	259,900	258,189	273,271	278,159	261,798
事業収益	571,189,679	550,739,856	520,329,979	494,907,976	454,159,205
区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
利用者数	220,396	186,671	181,561	176,194	163,215
事業収益	394,346,200	332,100,417	367,667,454	363,323,732	340,333,558

2 利益(損失)の推移



(単位：円)

区 分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
利益(損失)	23,239,694	12,784,809	3,215,227	▲ 25,241,587	▲ 35,992,256
区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
利益(損失)	▲ 35,841,708	▲ 50,708,970	▲ 22,806,034	▲ 20,623,392	▲ 23,349,917